

平成 30 年
第 4 回 那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

〔
○期日：平成 30 年 3 月 26 日（月）
○会場：本庁舎 3 F 303 会議室
〕

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 平成30年3月26日（月）
 - ・開会：午後 1時30分
 - ・閉会：午後 3時10分

2 会場

- 本庁舎 3F 303会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 大澤 真弓
- 委員 神島 仁誓
- 委員 白井 祥朗
- 委員 田村 伸之

※前回会議録署名委員

- ・大澤 真弓 委員
- ・神島 仁誓 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 稲見 一志
- 教育総務課長 富山 芳男
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 室井 勉
- スポーツ振興課長 後藤 修

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 平井 克巳
- 教育総務課総務係長 菊地 直路

6 傍聴人

- 1人

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

- 議案第 1 号 教育委員会告示の補助金等交付要綱について
(教育部) …可決
- 議案第 2 号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例施行規則の一部改正について
(教育部) …可決
- 議案第 3 号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例施行規則の一部改正について
(教育総務課) …可決
- 議案第 4 号 那須塩原市エアーライフル射撃場管理規則の廃止について
(スポーツ振興課) …可決
- 議案第 5 号 那須塩原市学校情報セキュリティに関する要綱の一部改正について
(学校教育課) …可決
- 議案第 6 号 那須塩原市社会教育活動振興補助金等交付要綱の廃止について
(生涯学習課) …可決
- 議案第 7 号 那須塩原市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱の制定について
(生涯学習課) …可決
- 議案第 8 号 那須塩原市地域学校協働本部設置要綱の制定について
(生涯学習課) …可決
- 議案第 9 号 那須塩原市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
(生涯学習課) …可決
- 議案第 10 号 那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について
(学校教育課) …可決
- 議案第 11 号 那須塩原市社会教育指導員の任命について
(生涯学習課) …可決
- 議案第 12 号 那須塩原市青少年センター少年指導相談員の委嘱について
(生涯学習課) …可決
- 議案第 13 号 篠根公民館の取り扱いについて
(生涯学習課) …可決

- 報告第 1 号 那須塩原市幼保小連絡協議会運営費補助金交付要綱の制定について
(学校教育課)
- 報告第 2 号 那須塩原市手をつなぐ親の会運営費補助金交付要綱の制定について
(学校教育課)

- 報告第 3 号 那須塩原市ことばを育てる親の会運営費補助金交付要綱の制定について
(学校教育課)
- 報告第 4 号 那須塩原市西那須野産業文化祭運営費補助金交付要綱の制定について
(学校教育課)
- 報告第 5 号 那須塩原市文化協会運営費補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第 6 号 那須塩原市くろいそオペラ支援事業補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第 7 号 那須塩原市童謡フェスタ運営費補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第 8 号 那須塩原市子ども芸能発表会運営費補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第 9 号 那須塩原市那須野の大地支援事業補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第 10 号 那須塩原市洋上北海道学習運営費補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第 11 号 那須塩原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第 12 号 那須塩原市姉妹都市交流事業ちびっこふるさと探検隊運営費補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第 13 号 公益財団法人那須塩原市文化振興公社運営費補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第 14 号 那須塩原市文化会館自主事業運営費補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第 15 号 那須塩原市体育協会運営費補助金交付要綱の制定について
(スポーツ振興課)
- 報告第 16 号 那須塩原市ハーフマラソン補助金交付要綱の制定について
(スポーツ振興課)
- 報告第 17 号 関東学生トライアスロン選手権那須塩原大会補助金交付要綱の制定について
(スポーツ振興課)
- 報告第 18 号 那須塩原クリテリウム・那須ロードレース補助金交付要綱の制定について
(スポーツ振興課)
- 報告第 19 号 那須塩原市プロフェッショナルスポーツ団体補助金交付要綱の制定について
(スポーツ振興課)
- 報告第 20 号 区域外就学及び指定校変更について
(学校教育課)
- 報告第 21 号 平成 29 年度準要保護児童生徒の認定について
(学校教育課)

■会議録

1 開会

- 午後1時30分、大宮司教育長が平成30年第4回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。
- それでは、平成30年第4回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
- 次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○大宮司教育長

今日は大変暖かい日となりました。報道によりますと一昨日、東京は桜が満開になったとのことでございまして、間もなくこちらにも花便りが届くのではないかと思っております。気が付けば平成29年度もあと一週間でございます。

今日は、御手元にございます会議次第のとおり、付議事件がたくさんございますので、慎重かつ効率的な審議ができますように特段の御協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 大宮司教育長が前回会議録の承認を求めたところ、大澤委員及び神島委員が指名され、内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○大宮司教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

 それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

(暫時休憩)

5 教育長職務代理者の指名について

- 大宮司教育長が大澤委員を教育長職務代理者に指名し、全委員の了承を得た。

6 付議事件

○大宮司教育長

それでは、次に次第6の付議事件に入ります。

はじめに、議案第1号「教育委員会告示の補助金等交付要綱について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

○教育部長

【提案理由】

教育委員会告示の補助金等交付要綱の発令形式を変更し、市告示とすることについて、教育委員会の議決を求める。

—資料に基づき議案の内容を説明—

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第1号「教育委員会告示の補助金等交付要綱について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第2号～4号について>

○大宮司教育長

次に議案第2号「那須塩原市奨学資金の給付に関する条例施行規則の一部改正

について」から議案第4号「那須塩原市エアーライフル射撃場管理規則の廃止について」までは、関連がございますので一括して審議をお願いいたします。初めに事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

○教育部長

議案第2号から議案第4号までについては、平成30年第2回の定例会において、議案の取り下げを行った案件でございますが、その際に関連する条例改正と併せ御説明をさせていただいておりますので、今回は説明を省略させていただきます。条例の改正につきましては、3月の市議会定例会におきまして、原案のとおり議決をいただきましたので、条例に関連する規則の一部改正又は廃止を行うものです。

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第2号「那須塩原市奨学資金の給付に関する条例施行規則の一部改正について」から議案第4号「那須塩原市エアーライフル射撃場管理規則の廃止について」は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第5号について>

○大宮司教育長

次に議案第5号「那須塩原市学校情報セキュリティに関する要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市学校の設置に関する条例の一部改正（義務教育学校の設置）に伴い、関係する例規について所要の改正を行うもので、教育委員会の議決を求める。

—資料に基づき議案の内容を説明—

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願ひいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第5号「那須塩原市学校情報セキュリティに関する要綱の一部改正について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第6号について>

○大宮司教育長

次に議案第6号「那須塩原市社会教育活動振興補助金等交付要綱の廃止について」を議題とします。初めに事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市社会活動振興補助金等交付要綱に定める補助金交付対象事業について、事業別に補助金交付要綱を制定するため本要綱の廃止を行うもので、教育委員会の議決を求める。

—資料に基づき議案の内容を説明—

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願ひいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第6号「那須塩原市社会教育活動振興補助金等交付要綱の廃止について

て」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第7号について＞

○大宮司教育長

次に議案第7号「那須塩原市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱の制定について」を議題とします。初めに事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市内に存在する文化財を、指定未指定を問わずに幅広く捉え、その周辺環境まで含めた総合的な保存・活用のあり方を示す那須塩原市歴史文化基本構想を策定するための策定委員会を設置する要綱を制定するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第7号「那須塩原市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、は原案のとおり可決いたしました。

＜議案第8号及び9号について＞

○大宮司教育長

次に議案第8号「那須塩原市地域学校協働本部設置要綱の制定について」と議

案第9号「那須塩原市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」は関連がございますので、一括して審議をお願いいたします。初めに事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由（議案第8号）】

地域学校推進活動を通し、地域と学校が連携・協働し、未来を担う子供たちの成長と活動を通した地域活性化を目的とする那須塩原市地域学校協働本部を設置する要綱を制定するため、教育委員会の議決を求める。

【提案理由（議案第9号）】

地域学校協働活動の推進を目的とし、地域と学校の連絡・調整を担う地域学校協働活動推進員を設置する要綱を制定するため、教育委員会の議決を求める。

—資料に基づき議案の内容を説明—

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

10の中学校区毎に地域学校協働本部が設置されますが、それぞれのところに推進員がいるのか。或いは、さらに統括する組織ができ、そこに推進員が配置されるのでしょうか。

○大宮司教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

協働本部の推進員は、それぞれの小学校、中学校から基本的には推薦していただいて、その方になっていただきます。統括するような組織については、協働本部の考え方方が今後変わってくることもあるかもしれません、現時点では、それぞれの学校区から選出された方の合議体のような形で考えております。

○大宮司教育長

委員については、各地域の特色もあり、活動している団体がそれぞれにございますので、必ずしもそれぞれの地区の協働本部が同じような組織の代表者等で構成はされません。活動については、改めて新しい何かをスタートさせるということではなく、それぞれの地区で活動しているものを更に統一させていくという考えでこの事業をスタートさせておりますので、そのようなところで御理解をいただければと思います。

神島委員、よろしいでしょうか。

○神島委員

はい。

○大宮司教育長

ほかにいかがでしょうか。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

推進員の養成講座というのは、年度当初に実施日が決まっているものなのか、

それとも、推薦があってから講座の日程が決まるものなのか。

○大宮司教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

まずは、学校や地域から推進員の推薦が挙がってきますので、その推薦があつた後に、養成講座を開催することになります。今年度につきましては、2月、3月の2か月間で計4回の養成講座を開催しておりますが、平成30年度につきましては、もう少し早い段階で進めてまいりたいと思っておりますので、出来れば年内に講座は開催したいと思っております。

○大宮司教育長

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

そうしますと、推薦が挙がってきてからということになりますか。

○大宮司教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

推薦が挙がってきてからということになります。

平成30年度に本部を立ち上げますのが日新中学校区、西那須野中学校区、東那須野中学校区の3地区になります。そちらの地域、学校、公民館を交えて会議を開催し、それぞれふさわしい方を推進員に推薦するという流れになってまいりますので、実際に動き出すのは4月以降ということになりますけれども、早い段階で推薦をいただいて、講座を開催したいと思っております。

○大宮司教育長

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

わかりました。

○大宮司教育長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第8号「那須塩原市地域学校協働本部設置要綱の制定について」と議案第9号「那須塩原市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第10号について>

○大宮司教育長

次に議案第10号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」を議題といたします。初めに事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市・那須町採択地区協議会規約第5条の規定に基づき採択地区協議会の委員の指名をお願いする。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、協議会規約第5条第2項の規定に基づき、教育委員から1名の委員の選出をお願いしたいと思います。

委員の皆さま方からの御意見はいかがでしょうか。

参考までに、平成29年度は田村委員にお願いしております。

いかがでしょうか。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

田村委員がよろしければ、引き続きお願いしたいと思います。

○大宮司教育長

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

私も同じ意見でございます。

議案資料の委員（案）を拝見いたしますと、続けて出来る方、また、充て職で交代される方も何人かいるようでございます。継続される方も必要ではないか

なと思いますので、いろいろ御負担も大変なのはよく存じあげてはいるのですが、もう1期田村委員にお願いできたらありがたいのではないかと思います。

○大宮司教育長

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

両委員と同じ意見でございます。

○大宮司教育長

皆さまから意見がありましたが、田村委員いかがですか。

○田村委員

はい。大変力不足ではありますが、お任せいただけるのであれば、引き続き務めさせていただきます。

○大宮司教育長

それでは、改めまして、田村委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

それでは、議案第10号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」は、その委員に田村委員を指名することといたします。

<議案第11号について>

○大宮司教育長

次に議案第11号「那須塩原市社会教育指導員の任命について」を議題といたします。初めに事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市社会教育指導員の設置に関する規則第4条の規定に基づき、平成30年度の社会教育指導員を任命するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいいたします。いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

生涯学習課に配属されます指導員は常勤ということでしょうか。

○大宮司教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

非常勤特別職ということで、他の社会教育指導員と同じ勤務となります。

○大宮司教育長

はい、臼井委員

○臼井委員

わかりました。

○大宮司教育長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第11号「那須塩原市社会教育指導員の任命について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第12号について>

○大宮司教育長

次に議案第12号「那須塩原市青少年センター少年指導相談員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市青少年センター条例施行規則第4条の規定に基づき、平成30年度の少年指導相談員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

—資料に基づき議案の内容を説明—

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願ひいたします。いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第12号「那須塩原市青少年センター少年指導相談員の委嘱について」
は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第13号について>

○大宮司教育長

次に、議案第13号「篠根公民館の取り扱いについて」を議題といたします。
事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

篠根公民館の今後の取り扱い方針について、教育委員会の議決を求める。

—資料に基づき議案の内容を説明—

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

私は地元でありますので、お話はよく分かっておりますが、場所等の説明を加えていただきたいと思います。

○大宮司教育長

はい、教育部長。

○教育部長

場所としましては、関谷地区内の国道400号と県道矢板那須線が合流する交差点付近でございます。

篠根地区の公民館として公民館活動を行ってきた場所でありますが、現在はその機能をハロープラザに移しておりますが、建物を利用している団体もあることから現在に至っております。今後につきましては、廃止する方向で、今後、利用団体と話し合いをしてまいりたいと考えております。

○大宮司教育長

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

大変古い施設でございまして、合併前の旧塩原町時代から将来的にどうするかという話は出ておりました。ほとんどの方はハロープラザを利用していますが、いくつかの特定の団体の方が利用しておりますので、私は、この団体の方たちに今後の活動の場を確保していただければ、よろしいのではないかと思います。また、土地改良区が常勤で入っておりますので、引き受けていただける施設等があれば、私はこの建物の役割はもう終わっているのではないかという感じがします。後は、利用団体の中に太鼓の団体がありますので、音についても御配慮いただいた中で団体の今後の活動先を考えていただけるとありがたいと思います。私は、施設を知っている者として、筈根公民館はその役目を終えたのではないかと思います。

○大宮司教育長

議案資料にありますとおり、筈根公民館は昭和47年度建築の建物でかなり老朽化してきています。先ほどの説明にありましたとおり、この建物が有していた機能は、ハロープラザに移っておりますので、改めて改修等を行う施設としてどうなのかというところがございます。まずはここで、その方向性をしっかりとさせていただいて、それに沿った形で今後、関係団体等と調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

ほかにいかがでしょうか。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

現在の利用団体という中に、陶芸愛好会さんがいらっしゃるようですが、陶芸は特殊なものであり、窯とかがないと活動が継続できないのかなというところが資料を確認した中で感じたところがありました。

しかし、今、部長からもありましたとおり、今後の対応は市の方も率先して協力していただけるということですので、安心安全な面も考えまして廃止することについて私も賛成していけると思いました。

○大宮司教育長

今話にでましたとおり、現在の利用団体につきましては、今後、活動が継続できるように、新たな活動の場所につきましては、市の方でしっかりとその道筋はつけるとの考えでおります。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第13号「籌根公民館の取り扱いについて」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

＜報告第1号及から報告第3号について＞

○大宮司教育長

それでは、次に報告事件に入ります。

報告事件では、先ほどの教育部長の説明にありましたとおり、補助金等交付要綱の制定が19件ございます。これらについては関連がございますので、補助金を所管します課単位でまとめて報告をさせていただきます。

はじめに学校教育課が所管します、報告第1号「那須塩原市幼保小連絡協議会運営費補助金交付要綱の制定について」から報告第3号「那須塩原市ことばを育てる親の会運営費補助金交付要綱の制定について」までを一括して事務局から説明させます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由】

報告第1号から報告第3号に掲げる補助金の交付に関し、必要な事項を定める要綱の制定について、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

＜報告第4号から報告第14号について＞

○大宮司教育長

それでは、次に生涯学習課が所管します、報告第4号「那須塩原市西那須野産業文化祭運営費補助金交付要綱の制定について」から報告第14号「那須塩原

市黒磯文化会館自主事業運営費補助金交付要綱の制定について」までを一括して事務局から説明させます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【報告理由】

報告第4号から報告第14号に掲げる補助金の交付に関し、必要な事項を定める要綱の制定について、教育委員会に報告する。

ー資料に基づき報告事項の内容を説明ー

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

＜報告第15号から報告第19号について＞

○大宮司教育長

それでは、次にスポーツ振興課が所管します、報告第15号「那須塩原市体育協会運営費補助金交付要綱の制定について」から報告第19号「那須塩原市プロフェッショナルスポーツ団体補助金交付要綱の制定について」までを一括して事務局から説明させます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【報告理由】

報告第15号から報告第19号に掲げる補助金の交付に関し、必要な事項を定める要綱の制定について、教育委員会に報告する。

ー資料に基づき報告事項の内容を説明ー

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

質問というのではないのですけれども、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課からたくさんの補助金の交付要綱の制定ということで報告がございました。

趣旨については、会議冒頭の教育部長からの説明でよく理解をしたところでございます。改めて、たくさんの補助金交付団体があることを認識いたしました。また、この3課に限らず、教育総務課も含めまして、補助金等には市税が使われます。先ほど教育長からのお話にありましたように、適正にいろいろと精査をして、執行をお願いしたいと思います。合併來継続してやっていくことも大変大切なと思いますが、また、年々新たな芽を入れていくというのも大切なことではないかと思います。補助金は、文化、芸術、コミュニティ、学校教育、いろいろな市の教育の底上げに必要なものだと思いますので、大切に、そして年々精査をされて有効に使っていただければと思います。

○大宮司教育長

ほかにいかがでしょうか。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

補助金交付の相手方が多いというのが改めて感じたところですが、例えば一市民として、補助金の相手方等が一覧表になったものをホームページ等で見ることは出来るのでしょうか。

○大宮司教育長

補助金に関する一覧はございません。取扱については、全局的にどう考えるかという部分もあるのではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

＜報告第20号及び報告第21号について＞

○大宮司教育長

それでは、次に報告第20号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第21号「平成29年度準要保護児童生徒の認定について」を一括して事務局から説明させます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第20号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第21号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者か

らありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

それでは、本日予定されました付議事件の審議は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第4回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。